

平成30年度答申第12号

平成31年3月29日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市情報公開審査会

会長職務代理者

副会長 井川 信子 印

公文書の非開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

平成30年6月7日付け松総人第114号をもって諮問のあった「2017年10月4日に実施された「2016年10月28日付け松戸市総務部長公印押印に係る研修」に出席した債権管理課長、専門監、特定職員の提出した復命書及び人事課に提出した報告書。」に係る公文書の非開示決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

松戸市長（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求を棄却することが妥当である。

2 本件審査請求の経過

審査請求人は、平成29年12月27日付け公文書開示請求書により、「2017年10月4日に実施された「2016年10月28日付け松戸市総務部長公印押印に係る研修」（以下「本件研修」という。）に出席した債権管理課長、専門監、特定職員の提出した復命書及び人事課に提出した報告書。」（以下「本件文書」という。）について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

実施機関は、本件開示請求に対して、松戸市情報公開条例（平成13年条例第30号。以下「条例」という。）第10条第2項の「開示請求に係る公文書を保有していないとき」に該当するため、本件文書を、開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）をし、審査請求人に対し、その旨を平成30年1月10日付け公文書非開示決定通知書により通知した。

審査請求人は、本件処分を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、平成30年3月20日付け審査請求書により、実施機関に対して、本件審査請求をした。

実施機関は、本件審査請求に対する裁決をするため、条例第18条第1項の規定により、平成30年6月7日付け諮問書により、松戸市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

3 本件審査請求の趣旨

本件処分に対する審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 作為的に復命書、報告書を作成させず、文書が無いという結論ありきでの請求不開示。
- (2) 研修等の場合、復命書等の作成が義務付けられているが、松戸市の一隠ぺい体質により、作為的に復命書を作成させなかった。作成の義務があるのに怠った。

4 実施機関の説明

本件審査請求に対する実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 開示請求のあった復命書は、本件研修の実施に当たっては、職員に作成し、及び提出することを求めている。

(2) 実施機関においては、本件文書を保有していないため、非開示とした。

以上により、本件処分には違法又は不当な点はなく、取消しの必要はないため、本件審査請求には理由がなく、棄却すべきである。

5 審査会の判断

本件審査請求に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 本市の情報公開制度について

条例は、その制定目的として、公文書の開示を請求する権利及び市の情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすることを規定する（条例第1条）。

そして、実施機関に係る責務規定として、実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、この条例に定める公文書の開示を請求する権利を最大限に尊重しなければならないとともに、公文書を開示する場合においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないことを規定する（条例第3条）。

また、利用者に係る責務規定として、公文書の開示を請求しようとする者は、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならないことを規定する（条例第4条）。

次に、公文書の開示については、何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができることを規定しており（条例第5条）、「何人も」とは、請求者の区別なく、どのような者から請求があった場合にも実施機関としては同一の開示決定をする趣旨である。

具体的には、開示請求者の住所地、経歴、資格等のほか、公文書の利用目的、公文書を保有する実施機関との関係、開示請求に至るまでの経緯等を一

切問わす、同一の開示をするという趣旨である。

このことについて、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）は、何人も、行政文書の開示を請求することができること（同法第3条）、また、地方公共団体は、法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないこと（同法第25条）を規定しており、条例においても同一の運用を行うものである。

（2）開示請求の対象となる公文書について

条例により、開示請求の対象となる公文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいう（条例第2条第2項）。

（3）松戸市職員研修規程及び本件研修について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条は、職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないこと、研修は任命権者が行うこと、地方公共団体は研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めるものとするを規定しているところ、同法を受けて、松戸市職員研修規程（平成14年松戸市訓令甲第8号。以下「研修規程」という。）は、職員の研修に関し必要な事項を定める。

研修規程によると、職員研修の種類には、職場研修と職場外研修があり、このうち、本件研修は、職場外研修として実施されている。

（4）復命書の提出について

職場外研修の復命については、研修規程第10条において、「職場外研修を修了した職員は、遅滞なく復命書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めたものについては、この限りではない。」と規定され、原則として復命書の提出が職員に義務付けられているが、市長が（本件研修に関しては決裁責任者である人事課長が）、必要でないと認めたものについては、復命書の提出を要しない。

（5）実施機関の主張について

実施機関は、本件研修は研修規程に基づく研修ではなく、また、本件研修については復命書の提出を求めていないと主張している。

本件研修に関して復命書の提出を求めないことが妥当であるかどうかは当審査会が審査すべき対象ではないが、研修規程において、例外的にはあるものの復命書の提出を求めないことが許容されていることからしても、復命書の提出を求めなかったことが直ちに不当であるとは判断できない。

当審査会では、実施機関による理由説明の内容を聴取し、対象文書の存在について精査したが、実施機関の説明には、特段、不自然又は不合理な点は、認められず、実施機関が本件研修について受講者から復命書により報告を求めた事実の存在は確認できない。また、実施機関が復命書の存在を隠蔽しているとか、不当に廃棄したなどの事実も推認できない。

(6) 審査請求人の主張について

本件における審査請求人の主張を検討すると、その内容は、本件研修の実施に至る経緯、研修の実施方法に対する意見等を申し立てるに止まり、開示請求の対象となる公文書が実際には存在すると判断する根拠について、特段の主張は行っていない。

また、その他、審査請求人は、種々主張するが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) 本件に係る条例の適用

以上により、本件公文書は、実施機関において保有しておらず、「開示請求に係る公文書を保有していないとき」（条例第10条第2項）に該当すると解するのが相当である。

6 審査会の結論

以上に述べたとおり、本件審査請求はその理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、本件審査請求を棄却することが妥当である。

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

なお、後藤仁哉会長は、平成31年3月28日に開催された本件審査請求に係る第4回審査会の審議を回避した。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年 6月 7日	諮問書の受理
平成30年 9月26日	第1回審査会（審議）
平成30年12月27日	第2回審査会（審議・理由説明）
平成31年 2月13日	第3回審査会（審議・意見陳述）
平成31年 3月28日	第4回審査会（審議）、後藤会長は審議回避